

平成25年度 第4回京都市公共事業評価委員会

会 議 次 第

開 催 日：平成26年1月20日（月）

開催時間：午後1時30分～午後3時00分（終了予定）

開催場所：京都ガーデンパレス2階「祇園」（京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605）

議事内容

平成25年度公共事業の評価に関する意見書の取りまとめ

京都市公共事業評価委員会事務局からのお知らせ

京都市公共事業評価委員会のこれまでの取組につきましては、下記ホームページを御覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/79-8-3-0-0-0-0-0-0.html>

京都市公共事業評価委員会委員名簿

(任期：平成25年4月1日～平成27年3月31日)

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
○ あらかわ 荒川 あけ み 朱美	京都造形芸術大学 環境デザイン学科教授
おおやま 大山 おさむ 理	大阪工業大学 工学部都市デザイン工学科准教授
かつらぎ 葛城 ま す こ 万寿子	京都商工会議所女性会副会長
かわうら 川浦 あきひこ 昭彦	同志社大学大学院 政策学部教授
くわばら 桑原 たけし 毅	京都新聞社論説委員
◎ こばやし 小林 きよし 潔司	京都大学経営管理大学院教授
さえき 佐伯 ひさこ 久子	京都市地域女性連合会副会長
とくひさ 徳久 きょうこ 恭子	立命館大学法学部法学科准教授

◎：委員長 ○：副委員長

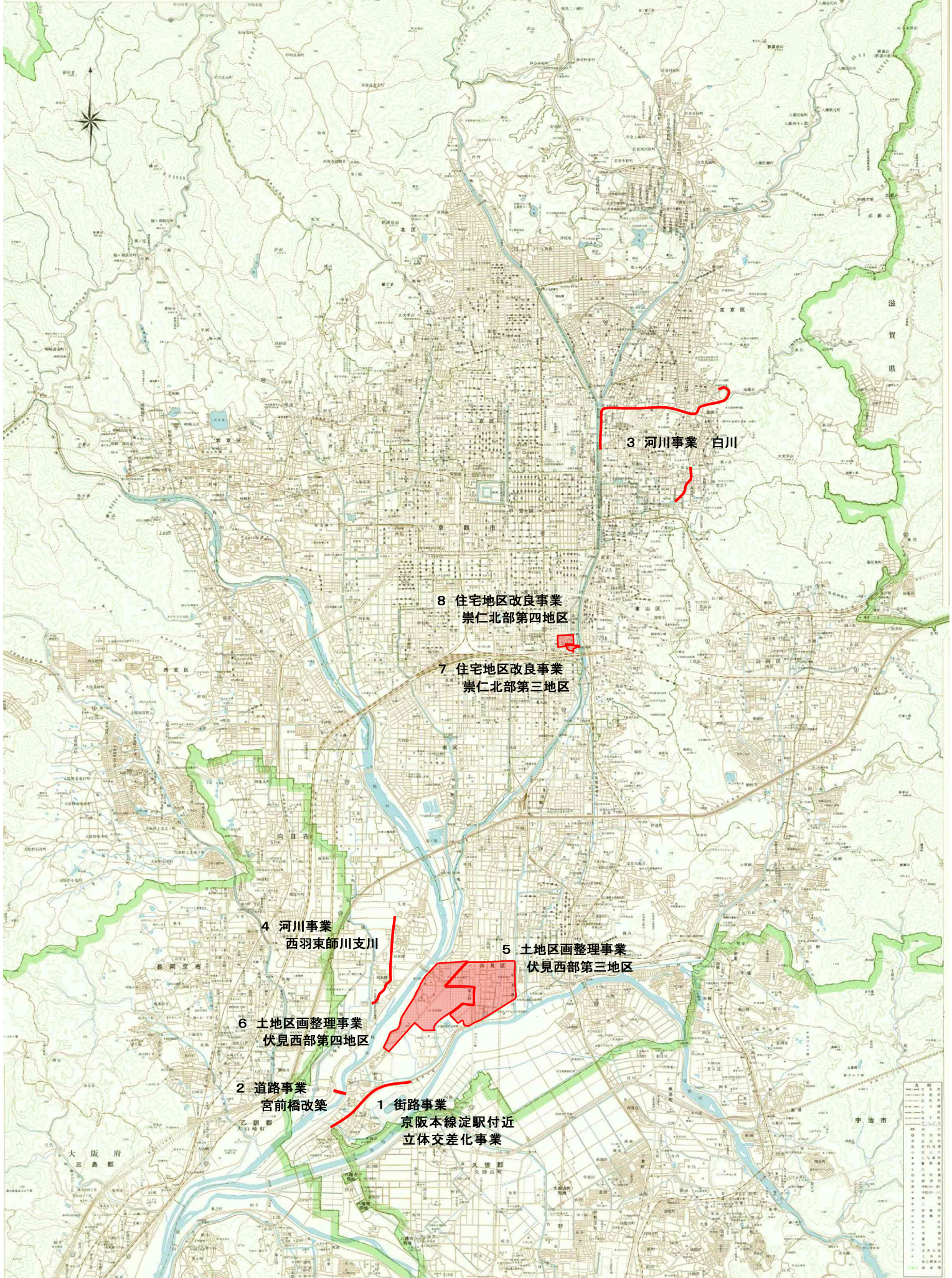
平成 2 5 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	進捗率(%)	備考
街路事業	1	京阪本線淀駅付近立体交差化事業	延長 L=2,020m	H11	③	15	93.3	平成 20 年度再評価実施
道路事業	2	宮前橋改築	延長 L=640m 幅員 W=15.0～18.5m	H21	①	5	1.3	
河川事業	3	白川	延長 L=4,920m 幅員 W=5.00～12.25m	S61	③	28	71.8	平成 20 年度再評価実施
	4	西羽束師川支川	延長 L=2,000m 幅員 W=17.4m	S61	③	28	55.3	平成 20 年度再評価実施
土地区画整理事業	5	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59	③	30	82.4	平成 20 年度再評価実施
	6	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62	③	27	39.3	平成 20 年度再評価実施
住宅地区改良事業	7	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58	③	31	83.4	平成 20 年度再評価実施
	8	崇仁北部第四地区	面積 A=6.80ha	S60	③	29	70.3	平成 20 年度再評価実施

京都市街図 平成25年度 再評価対象事業箇所図



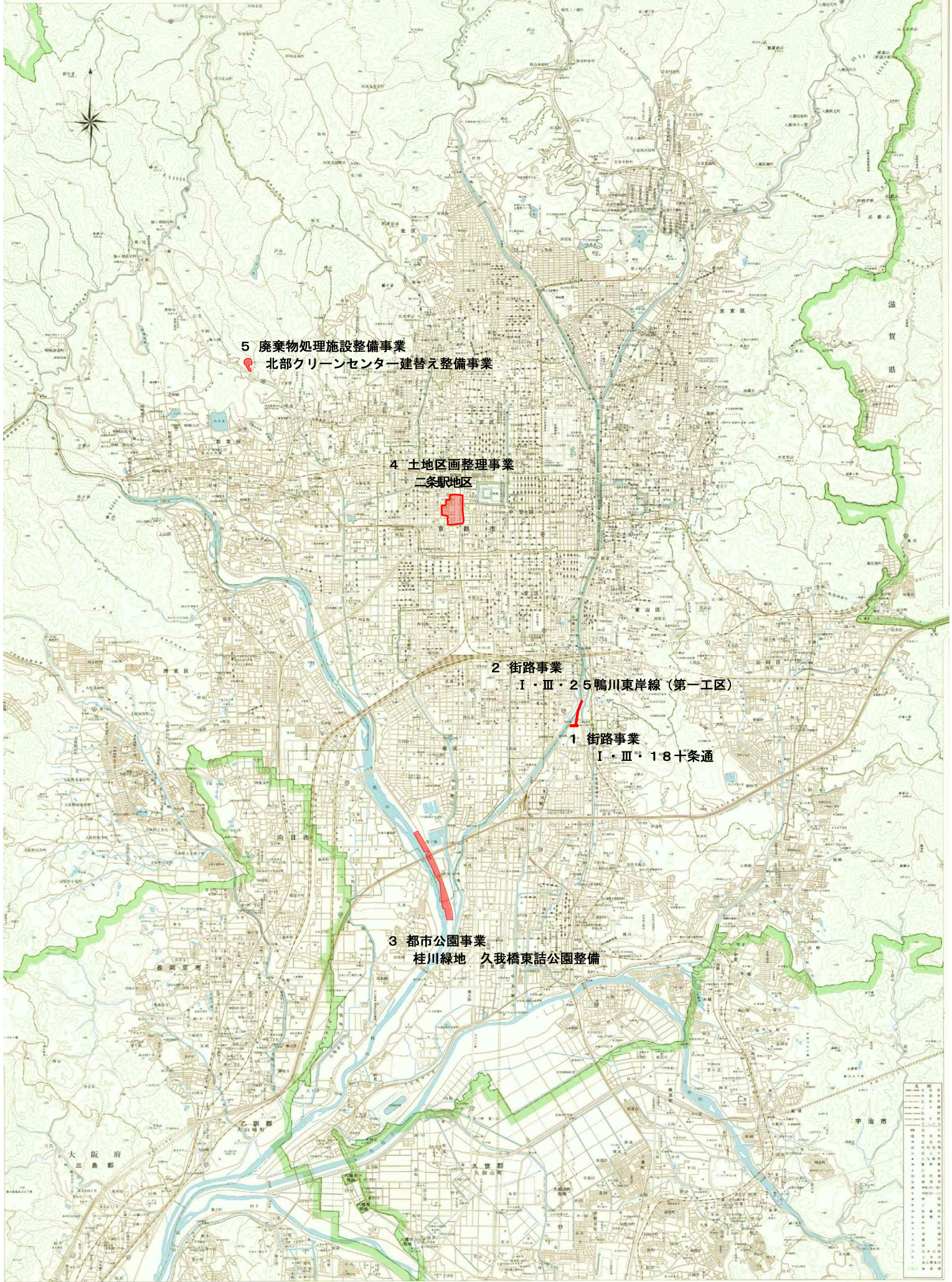
平成 2 5 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	備 考
街 路 事 業	1	I・Ⅲ・18 十条通	延長 L=283m 幅員 W=22～30m	S63	①	H20	
	2	I・Ⅲ・25 鴨川東岸線 (第一工区)	延長 L=312m 幅員 W=22.5～ 39.0m	H5	①	H21	
事都市 市公 業園	3	桂川緑地 久我橋東詰公園整備	面積 A=13.1ha	H8	①	H20	
整土 理地 区事 業画	4	二条駅地区	面積 A=13.2ha	S63	①	H24	
施廃 設棄 整物 備処 事業 理	5	北部クリーンセンター 建替え整備事業	面積 A=9.5ha	H13	①	H18	

京都市街図 平成25年度 事後評価対象事業箇所図



傍聴にあたっての注意事項

事務局

○ 傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

○ 傍聴される方は、必ず係員の指示に従ってください。

○ 公開の議事であっても、審議の内容により会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承願います。

○ 以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。